

第4章 公認会計士試験の実施

1. 公認会計士試験制度

平成15年5月の改正公認会計士法に基づき、従前の試験制度の下で公認会計士試験が実施されるのは平成17年までとされ、平成18年からは新しい試験制度により実施されている。

（参考1）公認会計士法の改正（試験制度改正の趣旨）

平成12年6月に公認会計士審査会（当時）において取りまとめられた監査制度及び公認会計士試験制度に関する検討事項及び論点整理を引き継いだ金融審議会公認会計士制度部会は、平成13年10月より公認会計士監査制度のあり方について検討を行った。本検討は、企業会計不正事件に対する米国政府の対応などの国際的動向も踏まえ、グローバルな経済環境の下にある今日の我が国の経済社会において、資本市場に対する信認をいかに確保し、その機能を向上させるべきかという観点から行われ、約1年間にわたる審議を経た後、次のような結論に至った。

- ① 公認会計士は、複雑化・多様化・国際化している今日の経済社会において、不断の自己研鑽による専門的知識の習得、高い倫理観と独立性の保持により、監査と会計の専門家としての公益上の使命と職責を果たすべきである。
- ② 量的に拡大するとともに質的な向上が求められている監査業務の担い手として、拡大・多様化している監査証明業務以外の担い手として、更には、企業などにおける専門的な実務の担い手として、重要な役割を担うことが一層求められている。
- ③ このような期待に応えるためには、受験者層の多様化と受験者数の増加を図ることにより、一定の資質を有する多様な人材を我が国の経済社会において、今後とも確保していくことが求められる。

その後、公認会計士法の一部を改正する法律案が平成15年の第156回国会に提出され、国会の審議を経て、同年5月に改正公認会計士法が成立し、公認会計士試験制度の見直しが行われた。

（参考2）旧第3次試験の実施

法改正前の試験制度の下での試験実施は平成17年までとされているが、改正公認会計士法附則第8条の規定に基づき、以下の旧第3次試験については、平成18年に実施されている。

① 平成17年公認会計士試験第3次試験の実施

改正公認会計士法附則第8条第2項は、平成18年1月1日前に実施の公告がされた公認会計士試験の第3次試験を行うことを規定しており、平成17年7月29日に実施の公告がされた平成17年公認会計士試験第3次試験の口述試験につ

いては、平成 18 年に実施されている。

② 従前の第 3 次試験（口述試験）の実施

改正公認会計士法附則第 8 条第 2 項は、従前の第 3 次試験（平成 16 年又は平成 17 年の第 3 次試験の筆記試験において公認会計士・監査審査会が相当と認める成績を得た者（筆記試験免除資格取得者）を対象とした試験）を行うことを規定しており、当該試験については、平成 18 年に実施されている。

（１）平成 17 年までの公認会計士試験制度の概要

平成 17 年までの公認会計士試験（従前の公認会計士試験）は、第 1 次試験、第 2 次試験及び第 3 次試験の 3 段階 5 回の試験体系となっている。

第 1 次試験は、第 2 次試験を受けるのに相当な一般的学力を有するか否かの判定を行うことを目的として、筆記の方法により 4 科目について実施される。

第 2 次試験は、会計士補となるのに必要な専門的学識を有するか否かの判定を行うことを目的とし、短答式（マークシート方式）及び論文式による筆記の方法により実施される。第 2 次試験の合格者は、「会計士補」の名称を使用して、公認会計士が行う財務書類の監査業務を補助することができるほか、財務書類の調製や財務に関する監査・立案及び財務に関する相談といった業務を行うことができる。

第 3 次試験は、公認会計士となるのに必要な高等の専門的応用能力を有するか否かの判定を行うことを目的とし、第 2 次試験に合格し、3 年以上の実務経験（業務補助等（注 1）及び実務補習（注 2））を履修した者を対象に、筆記及び口述の方法により実施される。第 3 次試験の合格者には公認会計士となる資格が与えられる。

（注 1）業務補助等とは、「業務補助」及び「実務従事」をいう。「業務補助」とは、監査業務について公認会計士又は監査法人を補助することをいう。「実務従事」とは、監査業務以外で財務に関する監査、分析その他の実務で政令に定めるものに従事することをいう。

（注 2）実務補習とは、公認会計士となるのに必要な技能を修習させるため、公認会計士の組織する団体その他の内閣総理大臣の認定する機関において行われる実務についての補習をいう。

（２）平成 18 年からの公認会計士試験制度の概要

平成 18 年からの公認会計士試験制度は、改正公認会計士法に基づき、従前の試験制度からの見直しが行われている。試験制度に関する見直しの主な内容は、次のとおりである。

① 試験体系の簡素化

3段階5回の試験（第1次試験、第2次試験（短答式・論文式）、第3次試験（筆記・口述））から1段階2回の試験（短答式・論文式）へ変更

② 試験科目の見直し

短答式試験4科目（財務会計論、管理会計論、監査論、企業法）及び論文式試験5科目（会計学、監査論、企業法、租税法、選択科目（経営学、経済学、民法、統計学のうち1科目選択））へ変更

（なお、従前の第2次試験の試験科目は、短答式試験が会計学及び商法、論文式試験が会計学（簿記、財務諸表論、原価計算、監査論）、商法及び選択科目（経営学、経済学、民法のうち2科目選択）である。）

③ 試験科目の一部免除の拡大

一定の要件を満たす実務経験者、専門職大学院修了者等に対する短答式試験の試験科目の一部免除の導入等

④ 短答式試験の合格者に対する合格発表の日から2年間における短答式試験の免除制度の導入

⑤ 論文式試験の試験科目のうち一部の科目について相当と認められる成績を得た者に対する論文式試験の合格発表の日から2年間における当該科目の免除制度の導入

（参考）改正公認会計士法により、次の経過措置が設けられている。

・ 会計士補に関する経過措置

今回の改正では、平成18年から会計士補制度は廃止されるが、その際に現に会計士補である者は、改正公認会計士法施行後も「会計士補」として引き続き業務を行うことができる。

・ 第2次試験合格者に関する経過措置

今回の改正では、従前の第2次試験合格者は、新公認会計士試験の短答式試験に合格した者とみなされ、その申請により論文式試験の会計学、企業法及び選択科目が免除されることになる。（ただし受験した科目に限る。）

・ その他の経過措置

上記の経過措置のほか、公認会計士の資格、旧司法試験合格者等、業務補助等の期間及び実務補習に関する経過措置等が設けられている。

2. 公認会計士試験の実施状況

(1) 平成 17 年試験

① 第 2 次試験

イ 短答式試験

平成 17 年 5 月 29 日に全国の財務局等所在地で行われた。受験願書提出者は 15,322 名で、前年の 16,310 名に比べ、988 名の減少となった。このうち、短答式試験の免除者 38 名を除いた受験者は 15,284 名となっており、前年に比べ 985 名減少した。

同年 6 月 24 日の合格発表では合格者 3,510 名と、前年に比べ 273 名増加した。

ロ 論文式試験

平成 17 年 8 月 23 日から同月 25 日までの 3 日間にわたり、全国の財務局等所在地で行われた。短答式試験合格者 3,510 名に短答式試験免除者 38 名を加えた 3,548 名が受験し、同年 11 月 7 日の合格発表では合格者 1,308 名と、前年に比べ 70 名減少した。

合格者の年齢別では、25 歳未満が 583 名（構成比 44.5%）と最も多く、続いて、25 歳以上 30 歳未満の 554 名（構成比 42.4%）となっており、30 歳未満が全体の 86.9%を占めている。合格者中の最高年齢は 52 歳、最低年齢は 20 歳、平均年齢は 25.7 歳という結果であった。

また、女性の合格者は 248 名（構成比 19.0%）となっている。

合格者の学歴は、大学卒業者が 1,034 名（構成比 79.0%）と最も多く、続いて、大学在学中の者が 233 名（構成比 17.8%）となっている。

合格者の職業は、「無職」の者が 1,028 名で全体の 78.6%を占めており、続いて、大学生など「学生」の 253 名（構成比 19.3%）となっている。

② 第 3 次試験

イ 筆記試験

平成 17 年 11 月 1 日及び 2 日の 2 日間、全国の財務局等所在地で行われた。受験願書提出者数は 1,615 名で、前年の 1,428 名に比べ 187 名の増加となった。このうち、筆記試験の免除者 5 名を除いた

受験者は 1,610 名となっており、前年に比べ 187 名の増加となった。

筆記試験の結果、平成 18 年 1 月 6 日に 1,146 名を口述試験受験資格者（筆記試験合格者）として発表しており、前年に比べ 141 名増加した。

ロ 口述試験

平成 18 年 1 月 16 日から同年 3 月 13 日までの 41 日間（土、日、祝日を除く。）にわたり、審査会事務局がある東京都で行われた。

筆記試験合格者 1,146 名に筆記試験免除者 5 名を加えた 1,151 名に対して口述試験が行われ、同年 3 月 29 日の合格発表では合格者 1,053 名と、前年に比べ 119 名増加した。

合格者中の最高年齢は 54 歳、最低年齢は 23 歳、平均年齢は 29.7 歳という結果であった。

また、女性の合格者は 175 名（構成比 16.6%）となっている。

合格者の職業は、監査法人等勤務者が 1,001 名（構成比 95.0%）、銀行員・会社員が 27 名と、監査法人等勤務者が 9 割以上を占めている。

（２）平成 18 年試験

① 短答式試験

平成 18 年 5 月 28 日及び 6 月 4 日の 2 日間、全国の財務局等所在地で行われた。

受験願書提出者は 20,796 名で、前年の旧第 2 次試験の願書提出者 15,322 名に比べ、5,474 名の増加となった。このうち、旧第 2 次試験合格者等の短答式試験の免除者等 4,586 名を除いた受験者は 16,210 名となっており、前年に比べ 926 名増加（6.1%増）した。同年 7 月 5 日の合格発表では合格者 5,031 名と、前年に比べ 1,521 名増加（43.3%増）した。

② 従前の第 3 次試験（口述試験）

平成 18 年においては、改正公認会計士法附則第 8 条第 2 項の規定に基づく従前の第 3 次試験（平成 16 年又は平成 17 年の第 3 次試験の筆記試験において公認会計士・監査審査会が相当と認める成績を得た者（筆記試験免除資格取得者）を対象とした試験）について、平成 18 年 6 月 13 日から同月 15 日までの 3 日間にわたり、審査会事務局がある

東京都で行われた。

受験者 51 名に対して口述試験が行われ、同年 7 月 5 日に 27 名を合格者として発表した。

合格者の職業は、監査法人等勤務者が 26 名、銀行員・会社員が 1 名となっている。

3. 平成 18 年からの公認会計士試験の実施へ向けた対応

(1) 新公認会計士試験実施検討小委員会における検討結果の公表

① 検討結果公表の概要

平成 17 年 5 月 23 日まで行われた新公認会計士試験実施検討小委員会における検討結果を受け、企業法の出題範囲の要旨等について、平成 17 年 6 月 28 日の審査会の了承を経て、同年 7 月 27 日に公表した。

また、試験に関する情報提供について、同年 8 月 2 日の審査会の了承を経て、論文式試験の「出題の趣旨」の公表及び同試験の受験者（不合格者）に対する成績通知を行うこととした。

合否判定の方法・基準については、同年 8 月 2 日及び 30 日の審査会における審議、了承を経た後、同年 11 月 1 日に公認会計士試験実施規則を改正し、同月 9 日に公表した。

② 具体的な内容

イ 試験科目の範囲

各試験科目の範囲については、受験者が受験勉強を行う際の目安となるよう出題範囲をより明確化し、出題の予見可能性を高めることを目的として「出題範囲の要旨」を取りまとめた上で公表しているが、試験科目のうち企業法の「出題範囲の要旨」については、平成 17 年 7 月 26 日における会社法の公布を受け、翌 27 日に公表した。

ロ 試験実施時間

短答式試験は、毎年 5 月末の日曜日及び 6 月初の日曜日の 2 日間の日程で行うこととし、論文式試験は、8 月中に 3 日間の日程で行うこととしているが、各試験科目の具体的な試験実施時間を定めた。

ハ 試験に関する情報提供

(イ) 出題の趣旨

試験情報の開示を一層拡充することにより、受験者の利便や試験の透明性をより高める等の観点から、論文式試験の各問題ごとに、問うている問題点、試している能力、解答に当たって踏まえるべき事項等を示した「出題の趣旨」を作成し、公表することとした。（なお、平成17年第2次試験論文式試験の「出題の趣旨」から公表した。）

(ロ) 論文式試験の受験者に対する成績通知

従前の第2次試験論文式試験では、不合格となった者のうち希望する者に対し、総得点について高得点順に4段階に区分した方法により成績を通知していたが、平成18年から実施される論文式試験では、不合格となった者全員に対し、試験科目別などのより詳細な成績を通知することとした。

二 合否判定方法・基準

平成18年から実施される公認会計士試験の合格基準については、以下のとおりとした。

(イ) 短答式試験

総点数の70%を基準として、審査会が相当と認めた得点比率とする。ただし、1科目につき、その満点の40%に満たないもののある者は、不合格とすることができる。

(ロ) 論文式試験

総点数の60%を基準として、審査会が相当と認めた得点比率とする。ただし、1科目につき、その満点の40%に満たないもののある者は、不合格とすることができる。

(ハ) 論文式試験の科目合格基準

当該科目について、総点数の60%を基準として、審査会が相当と認めた得点比率以上を得た者とする。

ホ 論文式試験の採点格差の調整

平成18年から実施される公認会計士試験については、短答式試験の合格基準が従前の第2次試験短答式試験における人数による基準

(原則として 3,000 名程度)から得点比率による基準(総点数の 70% を基準)に変更されることに伴い、短答式試験の合格者数が大幅に変動する可能性が考えられる。

このため、論文式試験の採点答案枚数に対応して採点精度を確保する観点から、大問 1 問につき複数の試験委員により分担して採点することとした。

その際、試験委員間及び試験科目間の採点格差の調整を、標準偏差により行うこととし、各受験者の得点は、当該受験者の素点(点数)がその採点を行った試験委員の採点結果の平均点から、どの程度離れた位置にあるかを示す数値(偏差値)に基づき算出することとした。

(2) 新公認会計士試験システム

① 新公認会計士試験制度に対応したシステムの構築

願書受付、答案採点、得点調整機能等、新試験の施行に必要な不可欠な機能については、平成 17 年 10 月から開発に着手し、平成 18 年 2 月より本番稼動を開始した。

また、現在においても、さらなる事務の効率化やセキュリティ強化に対応するための追加機能開発を行っている。

② 府省共通最適化計画への参画

平成 18 年 3 月 31 日に各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議において、「国家試験業務の業務・システム最適化計画」が決定された。これは各府省庁で行われている各国家試験の個別業務に係る共通の業務システムの構築等を目指すものである。対象業務については、当面は国が直接実施し、かつ業務の一部をシステム化している 11 府省庁の実施する 32 の国家試験業務とされており、公認会計士試験業務についても、これに含まれている。

(3) その他の対応

① 公認会計士試験実施規則の改正

公認会計士・監査審査会運営規程第 8 条の規定に基づき、公認会計士試験に関する必要な細目を定める公認会計士試験実施規則について、平成 17 年 10 月 25 日及び同年 11 月 1 日の審査会における審議、了承を経て、全面的に改正した。

② 政令に規定する認定の基準の策定

公認会計士法施行令第1条の3の規定に基づく論文式試験の一部科目（会計学又は監査論）の免除に関する審査会による認定の基準を策定し、平成18年1月27日に官報公告した。

当該基準では、同施行令第1条の3第1号又は第2号に規定する会計学又は監査論に関し公認会計士となろうとする者に必要な学識及び応用能力を有するとの認定は、国の審議会等（国家行政組織法第8条並びに内閣府設置法第37条及び第54条の審議会等をいう。）において、委員（会長等を含む。）、臨時委員、特別委員又は専門委員として、企業会計制度又は監査制度の整備改善に関する調査審議又は調査に従事した期間が通算して3年以上あること等に該当するか否かを審査して行うものとすることを定めている。

③ 試験委員の選任

平成18年公認会計士試験の試験委員については、財務会計論18名、管理会計論12名、監査論12名、企業法12名、租税法12名、経営学8名、経済学8名、民法4名、統計学4名の計90名を、平成17年11月29日の審査会の了承を経て内閣総理大臣に推薦し、平成18年1月4日付で発令された。